

超大型省エネ補助金を活用した設備投資のご提案

メリット①：イニシャルコストの削減を業務負担なく実現！

- ・省エネ設備に対し、1/3の補助金を獲得できるため、設備の入れ替え時の初期投資負担を減らすことができます。
- ・リースまたは割賦を活用することにより、オリックスが共同申請者として煩雑な申請業務を行い、補助金交付団体との交渉窓口となります。
- ・貴社は補助金申請に付随する煩わしい業務から解放されるだけでなく、補助金採択の実績を300件以上持つオリックスと組むことで、補助金採択の可能性が高まります。

メリット②：例年にない超大型予算であり、補助金を獲得する最大のチャンス！

- ・今回ご提案する補助制度は合計予算が930億円という超大型予算です。例年は非常に競争率の高い補助制度ですが、本補助制度では多数の採択が期待できます。

メリット③：中小企業・エネルギー多消費企業は補助率1/2！

- ・今回ご提案する補助制度において、中小企業およびエネルギー多消費企業（※1）は補助対象経費の1/2の補助を受けられます。

メリット④：生産性向上設備投資促進税制の即時償却を適用すれば、さらにメリットが拡大！

- ・本補助制度のB類型では、生産性向上設備投資促進税制との併用が認められています。
- ・生産性向上設備投資促進税制を適用した場合の税制上のメリット

適用期間	特別償却	税額控除
平成26年1月20日～平成28年3月31日	取得価額×100%（即時償却）	取得価額×5%
平成28年4月1日～平成29年3月31日	取得価額×50%	取得価額×4%

補助制度①：A類型（新規制度）概要（※3）

- 予算額
700億円程度
- 補助対象設備
最新モデルかつ旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器。
→ 生産性向上設備投資促進税制の対象設備のうち経産省が省エネに寄与すると判断した設備（工事は補助対象外）
- 補助率
一般企業 1/3、中小企業 1/2
エネルギー多消費企業（※）1/2
※エネルギーコストが売上の10%以上の企業
- 特徴
① 生産性向上設備投資促進税制の併用不可。
② 募集時期は15年2月中旬から随時募集
③ 複数年度事業は不可（2016年1月工事完了）
④ 既存事業所での増設設備でも補助対象。（新築の事業所は対象外）

補助制度②：B類型（旧：エネルギー使用合理化事業）概要

- 予算額
200億円程度
- 補助対象設備
省エネルギー、電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備の改修・更新事業。
（機器も工事も補助対象）
事業所全体の1%以上の省エネが必要。
- 補助率
一般企業 1/3、一般企業のエネマネ事業（※2）1/2
中小・エネルギー多消費企業 1/2
中小・エネルギー多消費企業のエネマネ事業 2/3
- 特徴
① 生産性向上設備投資促進税制との併用可能。
② 募集時期は15年2月末～3月末までのみ。
③ 複数年度事業は不可。（2016年1月工事完了）
④ 増設・新規設備は申請不可。
⑤ 同一事業所内でのA類型との併願は不可。

- ※1 エネルギー多消費企業とは、エネルギーコストが売上の10%以上を占める企業を指します。
- ※2 エネマネ事業とは、エネルギー使用合理化の補助制度で定められている事業を指します。一定の仕様を満たすエネルギーマネジメントシステムを導入し、定められた省エネ率を確保できる事業を指します。
- ※3 本制度概要はオリックスの独自の情報収集によるものであり、最終的な公募要領では変更が起きる可能性があります。